

かがみの議会だより
Kagamino town council news



**かがみの議会だよりの愛称が
「かしの木」に決定しました！**
たくさんのご応募ありがとうございました。

表紙の写真は七色樫と呼ばれ岡山県指定天然記念物となっているウラジログシの変種で一年に7回も葉の色が変わる珍しい樹木。別名「虹の木」とも呼ばれる。(羽出地域)

ヘッドライン・ニュース

◆9月会議報告 ◆一般質問 ◆百条委員会 報告 ◆委員会構成 ◆どうなったあの質問
◆研修報告 ◆開かれた議長室 ◆募集コーナー など

発行 鏡野町議会
2019年(令和元年)12月1日

9月会議で決まりました



9月会議は9月3日から25日まで行われ18件の議案等が議決されました。

条例の制定・一部改正

- ・鏡野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の制定
令和2年4月1日施行の改正地方公務員法に規定される「会計年度任用職員」の給与及び費用弁償を定めるものです。
「会計年度任用職員」とは、年度単位で任用される非常勤の一般職で、地方公務員の服務規定が適用され、各種制限が課せられます。公募により任用されます。
- ・消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
上・下水道、し尿処理、学校施設、公共施設使用料等を消費税10%増税により変更します。
- ・鏡野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
10月1日からの幼児教育・保育無償化に伴い、3～5歳児については従来保育料に含まれていた給食費を徴収します。

家庭の省エネ機器導入促進補助金他

- ・家庭の省エネ機器導入促進補助金〔230万円〕
高効率給湯器・蓄電池で、補助対象機器の導入見込みを上回る申請があり対応するため
- ・起業者支援事業〔400万円〕
補助金申請者が増加したため
- ・奥津診療所の進入路改修および駐車場整備費
(一般会計)〔142万円〕
(直診勘定)〔884万円〕
合計1,026万円

財産の取得

- ・土地(鏡野町竹田 字 中河原114番1外7筆)
合計 12,622m² 取得金額〔1億5,778万円〕
取得目的: 鏡野ドーム南側の土地を多目的に利用可能な広場や複合遊具などを備えた多目的の公園として整備する



陳 情

- ◎米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情(不採択)
- ◎会計年度任用職員制度施行に伴う公務公共サービスの拡充と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める陳情書(採択)

諮 問

- ◎人権擁護委員の推薦
池田 晃氏 **再任**(沖 元教員)
水田 正子氏 **新任**(上齋原 元民生委員・児童委員)

補正予算

- ◎一般会計補正予算…………… 7,700万円 増額
- ◎特別会計補正予算
 - ・国民健康保険特別会計
事業勘定……………129万円 増額
直診勘定……………884万円 増額
 - ・介護保険特別会計……………367万円 増額
 - ・国民健康保険病院事業会計…146万円 増額
 - ・水道事業会計……………130万円 増額
 - ・下水道事業会計
収益的収入及び支出……………112万円 増額
資本的収入及び支出……………3,000万円 増額

森林経営管理制度の理解と周知に向けた町の取り組みは



牧田 俊一 議員

町の取り組み状況に適宜、丁寧な説明と周知に努めてまいります

問 今年度4月より『森林経営管理制度』がスタートしました。現在、町民の理解度、今後の周知に向けた町の取り組みをお尋ねします。

答 町長 3月に、町内の森林保有者に対し、制度の周知を図るべく「森林経営管理法に関するお知らせ」を発送しました。また、7月の広報誌に、森林経営管理制度についての概要を記載しました。しかしながら住民の方の理解度は、まだまだ十分ではないと認識しています。今後、町としてはホームページや広報誌等により丁寧で、詳細な説明・周知に努めます。

問 今後、意向調査に向けた取り組みやスケジュールはどのように考えているのかお尋ねいたします。

答 町長 まず、意向調査の対象は、経営管理法に基づき、経営管理に入っていない山林を除外した方が対象となります。また、鏡野町は山林の面積が大幅に、意向調査のスケ

ジュールには5年から7年位の期間が必要と考えています。その中で、本年度、所有者200名程度のモデル地区を選定し、その箇所の意向調査から本年度は実施し、来年度は、このモデル地区を含まれる地区から始めていきます。

問 森林経営管理制度の中にある「経営計画」とはどのようなことを示すのかお尋ねいたします。

答 町長 森林法第11条に定める森林経営計画のことを示し、「森林所有者」又は、「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行うこととして、森林の施業や保護について作成する、5年を1期とする計画を示します。本計画を樹立することにより、効率的・持続的な森林の経営の実現を目指すとともに、国や県からの補助金の優遇制度や、所得税の税制上の優遇措置等を受けることが可能となります。

問 「経営計画の作成」について、町

民へのサポート体制をどのように考えているのかお尋ねいたします。

答 町長 民有地の経営計画については、森林組合が計画認定を町から受けており、経営の認可の主体となっております。また、サポートも実際に、町民の方に実施していきます。意向調査に合わせて地域の説明会の開催や、奥津振興センター内に開設された「鏡野町森林（もり）づくりセンター」では、随時相談を受けつけています。

問 国が示す森林環境譲与税の使途・譲与基準による、町としての

答 町長 岡山県が従来より取り組んでいる地域林業担い手サポート事業で、大都市圏での移住定住相談会に、作州かがみの森林組合と共に、町も積極的に参加するとともに、毎年、町独自で町内外の林業関係者を対象とした林業技術研修会の開催をしています。具体的な施策の実現に向けて、本年度より、鏡野町の森林（もり）づくり協議会における、本年度の最重要の課題・施策として、鋭意協議を行っています。



▲伐期に達した成熟木の伐採作業

林業に携わる為の人材育成・担い手の確保に向けた施策をお尋ねいたします。



▲林業機械による木材搬出

問 鏡野町の木材を活用とした特用林産品（椎茸・なめこ・きくらげ等）の更なる販路拡大に向けた取り組みと、生産者の方への支援策をお尋ねいたします。

答 町長 昨年度は、なめこ・きくらげの加工を開発し、その試作品を、かがみの里山健康クラブの会員約1000人に配布し、商品価値を高めることを目的に、値段と味覚のアンケートを実施し、商品価値の向上と販路拡充に向けた取り組みをしています。また、生産者の方への支援策として、本事業を継続に実施が出来、林産品の安定した生産、高付加価値化や、需要の拡大を支援していきます。



▲間伐の作業

子どもたちの読書を保証するために、 学校司書を常勤で



光吉 準 議員

順次学校とも協議しながら配置方法等を
考えてきております



答弁

- 問** 子どもたちの学びや読書を保証するために図書館について考えたい。町立図書館の現状は。
- 答** 町立図書館に勤務している職員は館長を含め10名です。正規職員5人、臨時職員5人で、図書館司書の資格を有する職員は5人です。
- 問** 町立図書館から学校図書館への司書派遣はどのくらいの頻度で、平均時間、仕事内容は。
- 答** 小学校は多い学校では毎月1回から2回、少ない学校は年に数回です。中学校へは火曜から金曜日の4日間、お昼休みと放課後の図書室の貸出業務、図書室整備、図書委員会への本の紹介、読み聞かせのアドバイスなどを行っています。
- 問** 公共図書館から小・中学校への司書の派遣について、時間と回数をふやすべきでは。
- 答** 教育長 読み取る力が今の子供たちに求められており、その方向で読書活動を進めていくために、図書館としてしっかりと学校に支援をし、学校と一緒に読書活動を進めたい。



▲ペスタロッツ館

- 問** 子どもたちの学びや読書を保証するために、専門性を持った学校司書が常勤フルタイムで、継続的に雇用されるべきでは。
- 答** 教育長 平成27年の改正学校図書館法で、学校図書館司書を置くよう努めなければならぬとされていることは存じております。豊かな教育活動を保証する上でも学校司書の役割は重要だと思っております。
- 問** 国は学校司書配置のための予算を計上してはいますが、自治体へは使途を問わない地方交付税として交付されています。学校司書のための予算をどう使うか、その判断は各自治体に委ねられ、鏡野町では一人も専任の司書がいまません。県内の町でも学校司書を配置しているところが幾つかあります。他の町にできて、我が町でできないというところはないのでは。

- 問** 気候危機と呼ぶべき事態になっている地球温暖化について、鏡野町も「気候非常事態」を宣言し、温暖化防止に真剣に取り組むべきでは。「永続地帯鏡野」が日本の自治体の中で率先して取り組むべきでは。
- 答** 町長 気候危機と呼ぶべき事態になっている地球温暖化について、鏡野町も「気候非常事態」を宣言し、温暖化防止に真剣に取り組むべきでは。「永続地帯鏡野」が日本の自治体の中で率先して取り組むべきでは。
- 問** 気候危機と呼ぶべき事態になっている地球温暖化について、鏡野町も「気候非常事態」を宣言し、温暖化防止に真剣に取り組むべきでは。「永続地帯鏡野」が日本の自治体の中で率先して取り組むべきでは。
- 答** 町長 気候危機と呼ぶべき事態になっている地球温暖化について、鏡野町も「気候非常事態」を宣言し、温暖化防止に真剣に取り組むべきでは。「永続地帯鏡野」が日本の自治体の中で率先して取り組むべきでは。

- 問** 気候危機と呼ぶべき事態になっている地球温暖化について、鏡野町も「気候非常事態」を宣言し、温暖化防止に真剣に取り組むべきでは。「永続地帯鏡野」が日本の自治体の中で率先して取り組むべきでは。
- 答** 町長 気候危機と呼ぶべき事態になっている地球温暖化について、鏡野町も「気候非常事態」を宣言し、温暖化防止に真剣に取り組むべきでは。「永続地帯鏡野」が日本の自治体の中で率先して取り組むべきでは。
- 問** 気候危機と呼ぶべき事態になっている地球温暖化について、鏡野町も「気候非常事態」を宣言し、温暖化防止に真剣に取り組むべきでは。「永続地帯鏡野」が日本の自治体の中で率先して取り組むべきでは。
- 答** 町長 気候危機と呼ぶべき事態になっている地球温暖化について、鏡野町も「気候非常事態」を宣言し、温暖化防止に真剣に取り組むべきでは。「永続地帯鏡野」が日本の自治体の中で率先して取り組むべきでは。

2100年未来の天気予報

環境省は、2100年未来の天気予報をネット上で公開しています。産業革命以前からの気温上昇を1.5度に抑える目標を達成した2100年と達成できなかった場合の天気予報です。インターネットでいつでも見ることができます。



永続地帯

住み続けるために必要なエネルギーと食糧を地域で生み出すことができる市町村を言います。全国に58ありますが、その一つが鏡野町です。多くの自治体が鏡野町のように永続地帯となれば、地球温暖化を防ぐことが可能になります。

から配置方法等を考えてきております。



片田八重美 議員

質問

ファミリー・サポートセンターの充実を



答弁

窓口を保険福祉課に置き 普及啓発、会員拡大に努めます

問

7月から始まったばかりのこの事業の総合窓口はアルネ津山の「さん・さん」内にあり、会員登録すれば援助を受けた人はセンターが寄り添い、サポートする人を探してくれる。応援したい人はサポートする人を探してくれる。両方を兼ねて会員になることもできる制度であるが、この制度に取り組んだ経緯と申込状況等はどうなのか。

答

町長

「鏡野町こども・子育て支援事業計画」に、31年度の事業実施を目標に掲げ検討していたが、提供会員の確保や会員講習会の実施、補償保険等多くの課題があり、津山圏域定住自立圏との連携事業として広域に取り組むこととした。現在町民の登録状況は依頼会員3名、提供会員2名で利用が始まっている。窓口を保険福祉課に置き、普及啓発、会員拡大に努め、津山ファミリー・サポートセンターの開館時間以外に問い合わせがあれば、対応をしている。

問

事業に対して少額の前算が計上されているが、その使途は。また、ホームページ掲載の中に援助内容として、親の通院への対応、などはあるが、急な子どもの発熱による通院支援などは示されていない。働く親にとって急な事態への対応等があれば、子育てと仕事の両立が保てるし、精神的にも助かると思うが、そんな対応は今後できるのか。

答

町長

少額予算については、会員募集の拡充と広報活動に係る経費として計上している。また、支援内容の全ては書ききれないが、子どもの通院等もっと上手な表現を心がけ検討したい。

問

センター

にはアドバイザーが居るが資格は必要か。また、利用者が増えれば、他団体へ委託すること

津山ファミリー・サポート・センターのしくみ



質問

地域おこし協力隊二期生の募集について

問

二期生募集の中、一期生はどのような活動状況にあるのか。

答

町長

30年度は1名を採用し、4月から雇用契約を結び委嘱した。任務は本人の希望を踏まえ、農産物や地域商品の販売と流通に携わり、それに伴う情報発信、販路開拓に従事している。町内の主な事業所に関わり、9月からは、産業観光課と共同で農産物の出荷農家を増やす取り組みとして、農家を回りながら情報収集活動をしている。

問

町長

昨年より募集要項が一新されましたが、更に町をアピールするポスターやチラシも必要に思うが作りませんか。

答

町長

継続した隊員の受け入れが可能となるよう、募集内容を見直し、6月から募集を開始している。大阪の移住・定住コンシエルジュを活用したり、移住・交流推進機関や県

問

町のホームページに掲載し努めている。鏡野町のイメージが湧くようなチラシなどには必要に思う。早急に検討を重ねたい。

答

町長

募集に提案型が示され、間口が広がった。担当者も地域を歩き実情を把握しリアルな表現で募集要項反映に努めて欲しい。



▲農産物などの聞き取り調査

質問

学校給食調理場の雇用について 放課後児童クラブ保育料不明金について 通学助成金支援制度の公平性について



中西 省吾 議員



▲改修が進む給食調理場

問 学校給食調理場の雇用について
給食調理場は労働環境が劣悪であり、食品の安全衛生上の改善も必要のため、夏休みから大規模改修をし、来年の3学期から素晴らしい調理場になる。①その総事業費は、②改善前後の職員と年間経費は、③全調理員を解雇し、調理を民間委託する案は何時始まったのか。④昨年10月に教育委員会が行った調理員の個人面談で、工事終了後の就職先の選択肢の説明文に、ア、鏡野町学校給食共同調理場で勤務する（雇用主は委託業者になります）イ、他に就職する、とあった。何故、「今まで通り直営で行う」と言う選択肢がなかったのか。⑤個人面談の内容を何故、「他言しないこと」の意を告げたのか。⑥教育委員会は議会に、その個人面談で「理解を得ている」との内容を述べているが、何故、議会や調理場運営委員会に協議

しなかったのか。⑦委託業者の決定後、議会に説明した採用数や待遇が違うのは何故か。⑧委託業者との契約は町調理員待遇と同等になるのか。

答 町長

①設計費810万円、工事費1億9,764万8千円
②改修前・町正規職員2名、臨時職員12名（調理員）、パート職員3名（調理員）、経費・臨時・パートに係る平成30年度経費約3,150万円（15名）、改修後・町正規職員2名、町臨時職員1名、委託業者正社員7名・パート社員8名、経費・委託業者人件費見積もり年額約3,520万円（15名）③平成30年7月頃から④委託になった場合の希望を尋ねることが目的であったため、直営で行うことの選択肢は設けなかった⑤調理場運営委員会が決定後、保護者説明をしたかったため、調理員に「決定事項ではないため、不用意なうわさは控えて下さい」と伝えた⑥調理場運営委員会及び議会は職員の雇用について審議する場でないため⑦プロポーザル審査会が、議会に説明した業者と違う業者を選定したため⑧待遇は会社規定に沿ったものとなるため、同等になるかはわからない

問

⑨行政の重要な仕事に「雇用を守る・雇用の創出」があると思うが、この度の件は特に女性の雇用を破壊した。

それも臨時職とは言え、社会保障や福利厚生が充実し、安定している公職の場を調理員から奪ったことは由々しき問題である。この職場は食育の原点であり、子育て期、子育て後の女性の再就職の場である。

また、鏡野町直営の職場を失うことは、移住者、定住者の魅力ある雇用の場を消すことであり、全く理解できない。
給食調理を民間委託する予算が6月会議にて賛成多数で決定したため直営の給食調理はできなくなった。それにより、町の調理員達は再就職の場を必死で探すことになり、議会が調理員を全員解雇した結果となった。この議案提案者の町長は、今でも、その結果は良かったと思っているのか。

⑩議員有志が8月に数名の調理員から生の声を聞いた。内容は「調理員に落ち度があるわけでもなく、60歳まで契約更新を続け勤務できると思っていた」「直営に戻してほしい」とのことだった。職場が廃止されるのであれば仕方がないが、職場があるのに一方的に解雇する考えに憤りを覚える。

教育委員会が調理員に行った実情を鑑み、3学期からの調理を直営方式に戻すべきである。町長の前向きな考えを尋ねる。

答 町長

⑨子ども達に安全で安心な給食を確実に、また長期的・安定的に届ける手段として、3

学期からの給食調理は業者への委託を選択した。確実な給食の提供と調理員の雇用の場の確保は共に重要。委託業者は「学校給食は、学校教育の一環であることを認識し、地域密着による町内在住者の優先雇用に努める」と聞く。直営でなくとも住民の雇用の場であることに変わりない。⑩子ども達に安全で安心な給食を確実に届ける手段として、3学期から給食調理は直営ではなく、業者委託で行う。

問

①今年の4月25日終了をもって香典返し寄附金横領事件の時効が成立した。（事件は平成24年2月〜4月に発生）

平成24年12月29日放課後児童クラブの利用料1万円を紛失した。その発覚は平成25年1月4日と聞く。その後の調査で24年に総額31万円が不明であることがわかった。同年9月9日に大野学区保育料不明金1件、津山警察署に被害届が提出され、鏡野町は9月20日に津山署へ供述調書を提出している。

この事件も今年の12月28日終了をもって時効が成立するのかわかるのか。

答 町長

①今年の12月29日午前0時をもって時効が成立する。
②津山警察署に確認したところ、

その後についても、「鋭意捜査中です。」との回答を得ている。

問

①6月会議の原議員の一般質問に高校生等通学助成金支援制度の充実についての質問に「令和2年末までバス料金も含め結論を出したい」との答弁があった。私は遅いと思う。高校生活は3年しかない。1日も早く改善してもらいたい。P4, 5 8月の町民と議会との意見交換会で、町民から「定期券費用の保護者負担額を決め、それ以上は助成金額を支給してほしい」との内容だった。私もこの意見に賛同する、これは保護者負担に公平性がある。町長の所見は。

答 町長

①町内の周辺部から中心部へと住居移動がある中、この通学助成目的から言えば、居住地域によって差をつけることで、周辺部集落の維持の意味合いもある。保護者負担を一律は、その意味合いが薄れる。また、バス運賃を安くすると高校生家庭は経済負担が軽減されるが、バス運行に多額の費用を要する。バス運行費用の財源振替の結論を令和2年度末（令和3年3月末）までに出す。
助成金を支給するすれば、保護者は喜ぶが、多くの視点からそれぞれの制度の在り方を考える必要がある。



岸 泰廣 議員

質問

今後の町営バスの運行について 増便、増車が可能か



答弁

小型車両に変えることで、要望の検討をしています

問

近年、高齢者の交通事故が多発し、テレビ、新聞等で報道され免許証の自主返納が話題となっています。免許証を返納された方の足として公共交通が大きな役割を持っています。現在、4路線を町民の足として運行しています。今後の町営バスの運営、運行をどのようにお考えでしょうか。

答 町長

民間のバス事業者が赤字路線から次々と撤退し、高齢者を中心とした交通弱者の方々の、移動に支障が生じたことにより、旧鏡野町におきましても、平成14年10月から『かがみの町営バス』の運行を始め、17年が経過しています。町民の高齢化や少子化の背景に、病院などへの通院や、スーパーなどへの買い物、通学のため、中鉄北部バスに乗り継ぐ交通手段など、暮らしに欠かせない公共交通インフラとして、現在まで

維持を続けております。10月から便利にお使いいただく為に、JA津山鏡野支店の移転に伴い、一部運行経路の変更や、ごんごバス西循環線との接続を考えながら時間変更を行う予定にしています。近年の運行状況を見ますと、平成24年度までは、年間の利用者が、1万人を超えていたものの、平成25年を境に、利用者は徐々に減少し、昨年度の利用者は7,534人といった状況でした。また、運行経費も年間約2千万円が掛かっている中、運賃収入は145万円といった状況で、かなり赤字となっています。鏡野町としても、赤字を増やさないための工夫として、運転手の拘束時間を調整し、津山富



▲越畑線のバス停

線・共同バスとの連携を図りながら、1日における運転手の人数を2名でまかなっており、運行業者との運行委託料についても平成14年当時から変更しておりません。

問

有償運送事業は白色プレートで旅客営業ができるメ리트の大きい事業です。規則内の増便、増車は可能でしょうか。

答 町長

色々な方からご意見を頂戴しておりますが、「もう少し便数を増やしてほしい」といったご意見もある反面、「もったいないので、空バスをほしらせるな」といった厳しいご意見もいただいております。町営バスについては、赤字抑制の観点から申し上げれば、利用者が減少し続ける中で、増便や増車を行い、赤字を拡大することは避けたいので、実施できないと考えています。

問

町民からバス路線の要望が出ています。と思いますが、どのような基準で対応しておられますか。

答 町長

要望等はなるべく応えていきたいと考えております。路線を考える中で、中鉄北部バスなどとの、接続時間や運転手の拘束時間などの規約がクリアできれば運行委託業者とも相談し、公共交通会議に諮りまして承諾を得るといった流れで対応しています。近年では



▲運行中の町営バス

路線バスなどの事故が、報道でも多く取り上げられています。安全の確保が前提であり、厳しい視線が向けられています。来年度においては車両の更新を考えております。現在の29人乗りから、21人乗りの小型車両に変え、要望に応えることなどの検討をしています。

公共図書館の運営について 岡山中枢都市圏連携と同様の形態に 近隣市町との公共図書館の相互利用・相互返却システムを



原 章倫 議員

県内公共図書館の相互貸借及び県立図書館利用も 返却は現況の町立図書館に返却でお願いしたい

問

平成31年1月から
岡山連携中枢都市圏
連携の7市4町の図書館
で相互利用が開始したが
県内の公共図書館の相互
利用・相互返却ができる
利用方法を進めていき各
自治体の公共図書館での
利用しやすいシステムに、
鏡野町周辺市町では、津
山市、真庭市、美咲町が
相互利用・相互返却を行
なっているが、我が町の
図書館も一般図書や児童
図書など13万点を越し、
利用登録者も1万人を超
え、内、町外利用者の方
が4割を超えている現状
であり、幅広い利用を提
供できる相互利用・相互
返却ができるよう進めて
いくべきでは。

答

町長

他の自治体の公共
図書館での相互貸借は町
立図書館の窓口で取り寄
せた本を借り、同じく町
立図書館に返却していた
だく仕組みとなっていま
す。また県立図書館の書
籍等を借りるのであれば、
予約をいたしますと町立
図書館でも、その他の希
望する図書館でも受け取

ることもできますし、返
却はこの図書館でもで
きる仕組みがありますの
で、是非、そちらもご利
用いただきたいと思いま
す。他館の本を取り寄せ
て借りるという相互貸借
は、町立図書館の窓口を
通して借りるのであれば、
予約をいたしますと町立
図書館でも、またその他
の希望する図書館でも受
け取ることができるので、
返却はこの図書館でも
できる仕組みがあります
ので、現況での利用いた
だきたいと思っております。



▲町立図書館



質問

利用者の利便性を考慮し
図書館の開館時間の延長を



答

来年度の開館延長を
図書館協議会で検討し
前向きにしっかりと進めたい

問

鏡野町の図書館に
おいても多くの書籍
やCD、ビデオ、DVD
などの資料を有しており、
貸出し冊数も年間12万冊
近く利用されている状況
ですが、読書において乳
幼児、児童、青少年の人
間形成において、豊かな
読書経験の重要性や、生
涯にわたる図書館利用の
基礎を形づくるためにも
図書館サービスは重視さ
れなければならぬと思
います。今8月中旬に平日
を30分延長し18時30分ま
での延長試行を実施され
たところですが、利用者
にとってフルタイムの仕
事の帰りなど利用しやす
く、今後の延長に対する
考えを。

答

町長

8月中での開館時
間の延長の利用状況です
が、18時以降を目指して
の来館者が、また18時以
降も継続して利用される
方も見受けられました。
期間中のアンケートにお
きましては、715人中
410人、57%の回収率
ではあるが、今回の時間
延長につきましては、回
収中、半数の方が午後6
時30分までという方が回
答をいただき時間延長の
取り組みは好評だったと
考えております。来年度
の開館時間につきましては
は、アンケート結果と皆
様の意見等を踏まえ、図
書館協議会で検討し、前
向きにしっかりと進めて
まいります。



櫻井 邦紘 議員

質問



香典返し紛失事件 一〇〇条委員会を終えて思うこと

問 悪事を働いた職員が、未だに勤務している現実をどう考えておられるのか。

答 町長 議会から6月3日に提出された調査報告書のとおり、誠に残念ながら、犯人が特定できず、時効をむかえるに至った現実を受け止めるしかないものと思います。

問 事件が初めて発覚したとき、なぜ慎重かつ積極的に内部調査をしなかったのか。

答 町長 事件の解明に向けて誠実に調査を行った姿勢にも、町でやれるべき調査後の警察への捜査依頼の流れについても間違いはなかったものと信じておりますが、今までに経験のない事件であり、調査の方法、手段、手順などについて、報告書の指摘のような配慮すべき点について、改めて思いをしております。

問 事件の解明に向けての町の積極性を疑うが、なぜか。

答 町長 町としての取り組みは、間違いなく事件解明に向けて、誠実に調査を行い、警察に対しても全面的な捜査協力を行っております。

問 社協での10万円弁済について、だれが持参しだれが受け取ったのか不明であるが、どう考えておられるのか。

答 町長 受け取られたのは、社協の職員であり、持参したのは、有元前副町長ではないかとの推測が成り立つと考えております。

問 香典返しを受領をしたのはなぜか。元へ戻せないか。

答 町長 社会福祉協議会側から、昨年度、香典返し寄附金等については、社会福祉協議会の各地域福祉センターにおいてのみ取り扱う旨、町に連絡があり、今年四月以降、そのように変更している。現時点で、元に戻す予定はありません。

問 社協の会長兼務は、今後も続けられるのか。

答 町長 社会福祉協議会理事会及び評議委員会において審議され、決すべき案件なので、この場ではお答えできかねます。

問 町長の、事件時効に伴う町民へ謝罪の動きが、特別委員会の途中で見え隠れしたが、どうしたのか。

答 町長 以前から考えていましたが、報告書の要望事項を受けて、被害が確実に判明している5件の方、寄附金額は16万円ですが、その皆様方に対しては7月27日に保健福祉課長を伴って、各お宅を訪問させていただき、この顛末を説明の上、事件の解決に至らなかったことの謝罪を行い、今後の、再発防止についてお伝えさせていただきました。なお、うち1名の方はお会いする事が叶わず、電話で、同様のご理解を賜っております。

問 町長は在職中、放課後児童クラブの月謝等が紛失しているが、未解決のまま放置するのとか。

答 町長 本件についても、発覚当時調査を行い、議会にも状況の報告をしている。保健福祉課長に、

津山警察署にも、その後の状況を確認させたところ、「鋭意操作中」との回答であった。警察署の求めに応じ、協力しながら、今後の進捗状況を見守って行きたいと考えております。



芸術文化施設建設を含む芸術を核としたまちづくり・ふるさとづくりの検討を

現行の芸術・文化活動が一步でも二歩でも進展できるようソフト面の充実を支援していく

飯網 洋平 議員

問

8月下旬、町内企業が所有する絵画コレクション（フランス・バルビゾン派、印象派などの名画）が多数展示された観覧会に参加し、素晴らしい作品に感銘を受けました。町内にあるこのような素晴らしい文化遺産を活用した芸術文化事業は、子供から大人まで教育や生涯学習に役立ち、観光の側面から町のPRに有効だと考えます。コレクションを収蔵展示できる美術館の建設、それができなくても例えば月替りで1枚だけ展示する「1枚の名画展」を企画するなど既存施設を活用してコレクションを公開するなど検討された方がいいでしょうか。

答

町長

私も絵画コレクションの展示会に参加しました。工場跡地を改修した施設とはいいながら、温度・湿度の管理、紫外線防止など良好な状態で保管・展示ができる設備が完備されており、広々とした空間に絶妙な間隔でレイアウトされた色鮮やかなフランスのバルビ

ゾン派、印象派などの名画の数々、そして大勢がゆつくりと観覧することのできる広めに設定された観覧通路、単なる作品解説にとどまらず、作品が描かれた歴史的背景や当時の社会情勢を織り込んだ説明文など、作品と観覧者双方に配慮した、都市部の美術館にひけをとらない体制が整えられており、贅沢な時間を過ごさせていただいたという感覚と共に、作品に対する企業の熱い思い入れを感じ取ることができ深く感銘を受けました。企業はこうした作品を700点余り所蔵されているとお聞きしましたがすべて唯一無二の貴重な作品で、企業が多額の経費と万全の態勢で購入し管理しているものです。こうした作品を借用し、既存の施設に展示するには、作品及び所有する企業の思いを尊重した万全の受け入れ体制を整える必要があります。

展示では温度・湿度の管理、直射日光防止対策、照明設備、防犯カメラ、監視人の配備、施錠など破損や盗難を防ぐための措置や不測の事態を想定した相応の保険の加入も必要となると思いいます。町には、こうした条件をクリアできる施設はありません。貴重な作品を借用する以上は万全の体制を整えることが作品及び所蔵者への礼儀であり、行政への信頼へとつながると思います。作品をお借りして既存の施設で展示を行うこととなれば、たとえ1点といえども受入体制を整えるためには様々な条件をクリアする必要があります、そのためのコストを考慮すると実現には非常に厳しい状況です。

問

鳥取県倉吉市に鳥取県立美術館が数年前に誕生します。基本計画には「人々が思い思いに楽しみと夢と喜びを見出すことができ、次世代を担う子どもたちが優れたアートと出会い、想像力や創造性を育む場所となる」、「アートによって街を目覚めさせて文化的感性の高い賑わいのある地域づくりに貢献する」と謳われています。

答

町長

現段階では美術館の建設等ハード面の整備は計画しておりませんが、既存のペスタロッツ館では、ギャラリーを一般に無料で貸し出して、写真や絵画など、未就学児からお年寄りに至る幅広い世代の方の作品展示の利用があります。鳥取県立美術館が倉吉市に開館予定であることは、中国自動車道から倉吉市への途上にある鏡野町にとっても町をPRするまたとない機会であると感じています。町には芸術や美しい自然だけでなく、「妖精の森ガラス美術館」など数多くの観光資源や文化財もありま

様々な人が訪れ、集い、楽しみ、交流する拠点となる美術館を目指されていますが、これこそ将来を見据えた持続可能なまちづくり事業だと感じました。

鏡野でも文化醸成の核となる芸術文化施設建設を含む芸術を核としたまちづくり・ふるさとづくりの検討を願いたいかがでしょうか。

す。これらを総合的に調査し、現行行われている芸術・文化活動が一步でも二歩でも進展できるように、一過性にならないようソフト面の充実を支援していくことが「特色を作る・魅力を作る」まちづくりにつながるのではないかと考えております。



鏡野町社会福祉協議会 寄附金紛失事件調査特別委員会調査報告②

特別委員会委員長 仲 西 祐 一

4、社協への「補填」

- ① 社協に対する「補填」の意義
社協に対して行われた「補填」の結果、社協は各年度とも「実質的に損失が発生しなかった」ことになった。
- ② 「寄附」の主体と意思決定過程の不明瞭
一回目の「寄附」をしたのは牧野課長だが（その経緯は明瞭ではない）、二回目の「寄附」は持参考不明、負担者の内1名は元副町長その他不明で、経緯もわからない。町長は社協理事会での報告で「役場のほうから、その寄附金が入金された。」と述べているが、その説明は、本特別委員会ではされていない。ただし、判明している負担者、時期、経緯、社協理事会での説明内容などから、「寄附」は、＜社協の各年度の寄附金収入総額が、犯行によって減ることを防ぐ＞ことを主な目的として、町幹部がしたもの、と推測される。

調査の中で、寄附されるべきお金が鏡野町役場庁舎内で盗まれ、社協に入るべきお金が入金されない場合、当然ではあるがそのお金の受付業務をしていた鏡野町は社協に対して公費で補填をしなければならない。

しかし、実際には公費で補填をしないで、当時の担当課長（5万円）と当時の副町長（いくら寄附したか覚えていないと答弁）と他の誰か（調査したが聞き取りした職員は全員分からないと答弁）が個人のお金で社協に対して補填を行っていることが判明した。

なぜ？寄附した人が分からないのか？そしてなぜ、個人で寄附をする必要があるのか？

総合所見

- ① 鏡野町はもともと社協の損害を町の公費で賠償する義務がある。社協の損害を「個人の寄附」で補填したことはそもそも不適切と考えられる。
- ② 「寄附」による補填は、その後の法律関係を不明瞭にするおそれがあり、その理由でも不適切である。「寄附」の処理により、「寄附」の全容がわかりにくくなっており、事務的処理方法も不適切であった。
- ③ 「寄附」「補填」に関する町の姿勢は、「できる限り事態が広く知られることを避けながら処理する」姿勢がうかがわれる。そのような処理の姿勢は、役場内の不祥事に対処する姿勢として、適切とは考えられない。

以上のことから、鏡野町の対応は『事実を隠蔽し犯人を立証しようと言う前向きな姿勢が無かった』と判断せざるを得ない。

町民の皆さんはこのような状況をどのように思いますか？

もっと早くこのような調査を行っていたら、結果も違っていただけたのではないかと思います。

そもそも、今回の調査委員会の発足に対して、議会で反対した議員が6名もいたこと（時効1年前は8名）も事実であり、事件当時の議会は役場執行部に対して早急な調査を求める必要があったと思いますが、調査に反対している議員が多数いたことも調査のスピートが遅くなる要因につながったのではないかと思います。

今後、このようなことを2度と起こさないように、議会も監視の目を光らせ、おかしいことはおかしいと言える議会を目指したいと思います。ですから町民の皆さんは議員がどのような仕事をしているかもしっかりと監視をしていただきたいと思います。

※百条委員会とは…地方自治法第100条に基づき、地方議会が設置し、職員や議員ら、自治体関係者が関わる疑惑や不祥事の真相を究明する。強い権限を持ち、調査対象の関係者に出頭を求めて聞き取りをしたり、証拠や記録の提出を要求したりすることができる。正当な理由なく証言を拒否したり、うその証言をしたりした場合は、罰金刑や禁錮刑が科せられる。

議会運営委員会

議会は常任委員会とは別に議会運営のために、議会運営委員会をおくことができ、円滑な議会の運営を期するために、次に掲げる事項

- ① 議会の運営に関する事項
- ② 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ③ 議長の諮問に関する事項など

議会運営の万般について、協議し意見調整を図る場として設置している委員会です。

◎委員長	光吉 準
◎副委員長	原 章倫
◎委員	小椋 晶志
	水田 喜富
	片田八重美
	仲西 祐一

津山圏域組合議会議員等

◎津山圏域衛生処理組合議会議員
牧田 俊一 飯綱 洋平

◎津山圏域消防組合議会議員
原 章倫 仲西 祐一

◎津山広域事務組合議会議員
沖田 清明 岸 泰廣

◎津山圏域資源循環施設組合議会議員
中西 省吾

◎岡山県広域水道企業団運営協議会委員
沖田 清明

◎香々美川土地改良区学識経験理事
岸 泰廣

◎議会選出監査委員
小椋 晶志

◎一般財団法人 鏡野町振興公社理事
沖田 清明 櫻井 邦紘

◎岡山県北森林・林業活性化促進議員連盟理事
沖田 清明 中西 省吾

◎鏡野町原子力対策委員会委員
沖田 清明 小椋 晶志
岸 泰廣 仲西 祐一

◎ウランと環境研究懇話会委員
小椋 晶志 飯綱 洋平

◎株式会社未来奥津取締役
片田八重美 飯綱 洋平

●追跡コーナー



議員の一般質問で、町長など執行部から「検討します」という答弁がよくありますが、その後の検討結果などが明らかにされることはまれです。このコーナーでは一般質問のその後について追跡します。「あの質問はどうなった?!」という声をお寄せください。

●今回は「公共交通」についてです。

2020年度中に「公共交通網計画」を策定します

高齢化が進む中で、地域の足を確保することは行政の大きな課題になっています。病院や金融機関への移動、さらに日常の買い物などに困る人が増えていますが、有効な解決策が見出せず手が打てていないのが現状です。

議会でも多くの議員が10年以上前からこの問題を取り上げてきましたが、執行部からは「検討する」という答弁が続いています。そこで執行部（まちづくり課）に現状を聞きました。

「2020年度中（令和2年度中）に『公共交通網計画』を策定し、その後、国との協議を行い、2021年（令和3年）10月からバスなどの改編を

スタートさせる目標である」という回答でした。そしてその計画策定の公共交通会議を、バス・タクシー会社、運輸局、県、警察や専門家などを交えて開いていくということです。

議会としても、役に立つ計画となるよう、提言を行っていく必要があると考えます。そのためには計画作りに地域の実情・声が活かされる仕組みが大切であり、何より策定のスピードアップが必要です。

また既に町外でコミュニティバスやデマンドタクシーの試みが行われ、実績を上げています。それらに学び、鏡野の地域事情にあった計画を作っていきたいと考えます。子どもからお年寄り、そして今は自家用車に乗っている人にも、新しい公共交通のあり方を共に考えていただきたいと思います。皆さんの声をお寄せください。（光吉 準）

岡山県町村議会研修会開催される

「木の葉」がお金に!

7月29日(月)に岡山県町村議会議長会が主催する、町村議員研修会が岡山市内の岡山県町村振興センターで開催されました。

開会に先立ち、全国町村議会議長会及び岡山県町村議会議長会からの感謝状の贈呈式があり、当議会からは、岸泰廣前議長に岡山県町村議会議長会から感謝状が授与されました。

さて、今回の研修会の講師は「地域振興とまちづくり」と題して、(株)いろどり代表取締役社長 横石知二氏と「新たな議会改革の動向と課題～その条件整備として報酬・定数・政務活動費の充実を」と題して、山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏の二氏でした。

前者の横石社長は、いわゆる「葉っぱ」を販売し全国的に脚光を浴びている方です。

氏は上勝町の高齢者に呼びかけて、あらゆる「葉っぱ」の彩りを全国の料理店への売り込みを成功させ、町の活性化に繋いだ経緯を創意工夫の苦労話を交えて披露された。既に、地方活性化の成功例としてマスコミに大きく取り上げられた事例であります。

なんでもない「木の葉」を販売して高齢者の生きがいを見出し、農村に豊かな暮らしを定着させた、「目からうろこ」の実話をパネルで事例を示しながら目を耀かせて講演された。

また、江藤教授は、1. 「住民自治の根幹」 2. 「思いつきではない」改革 3. 「議会基本条例の展開」 4. 地方自治の台頭と二元的代表制＝機関競争主義の覚醒などを進め、議会政策サイクルの必要性を三重県議会、会津若松市議会等の事例を紹介し

て、地方自治制度の課題にも言及され、私ども議員は、叱咤激励をされた思いで聞き入りました。こうした研修会は、岡山県町村議会議長会が主催して年2回開催されております。議員の資質向上や知識の取得、議員交流を目的に開催されるもので、開催場所は主として、岡山市の岡山県町村振興センターで行われております。通例として2人の講師を招いての講演、質疑応答を行うスタイルで講師は、大学教授、全国町村議会議長会議事調査部長・事務局長、自治体議長、政治アナリスト、ジャーナリスト、テレビキャスター、各種団体・会社役員・各種コンサルタント等々の著名人を招いての研修会です。岡山県町村議会議長会では、このほかに広報担当者の研修会も毎年開催されており、新人議員の研修会なども随時開催されております。今回は、11月8日(金)に、全議員を対象に本年度2回目の議員研修会が予定されております。また、本年度は、岡山県町村議会議長会の創設70周年を迎えており、記念式典も合わせて行われることになっております。(櫻井邦紘)



開かれた議長室の報告とお知らせ

10月1日(本庁舎)、15日(奥津振興センター)「開かれた議長室」を開催しました。来訪者から「議会の行政監視を積極的にすべき」「執行部提案に『異議なし』ではダメ、執行部と議会がつるんで行っているように見える」「行政と議会の議論が『雲の上の話』で分からない」との意見がありました。ご意見を踏まえ【議会改革・監視の強化・是々非々の判断・分かりやすい議会・開かれた議会】を更に進め、町民福祉に役立つ議会を作ってまいります。

貴重なご意見、ありがとうございます。今後とも議会に対し、ご指導・ご協力の程よろしくお願いたします。

※議会の使命の第一は、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定すること。第二は、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することである。(抜粋：議員必携 全国町村議長会〔編〕)

『開かれた議長室』の予定

月	日	曜日	時間	場所
1月	7日	火	13:30	本庁舎3F議長副議長室
	21日			奥津振興センター
2月	4日		15:30	上齋原振興センター
	18日			富振興センター

お気軽に議会へのご要望・ご意見をお聞かせください。



鏡野町議会を傍聴してみませんか!!

町議会では、予算や条例をはじめ行政に対する一般質問など、住みよいまちづくりを目指して審議をしています。

この様子をみなさんに傍聴していただくために本庁舎3階に傍聴席が設けられています。議会がどのように運営されているか、是非この機会に傍聴してみませんか。

次回定例会の日程（予定）

と き	主な内容
12月3日(火) 10:00～	議案の提案理由の説明
12月4日(水) 10:00～	議案への質疑
12月13日(金) 10:00～	一般質問
12月16日(月)・17日(火)・19日(木) 10:00～	常任委員会
12月24日(火) 10:00～	議案に対する質疑・討論・表決

【問合せ】 議会事務局 54-2926

詳しくはホームページなどで確認してください。

9月会議傍聴者人数

9月3日(火)…1名、9月4日(水)…1名、9月13日(金)…7名、9月25日(水)…1名
常任委員会の傍聴はありませんでした。

町民と議会との意見交換会開催される

第7回目となる町民と議会との意見交換会が開き、8月4日、10日と6つの公民館で開かれました。今年のテーマは「子育て・教育」でしたが、身近な課題だけに具体的に活発な話となりました。

新しく始まったファミリーサポート事業、支援の必要な子どもへの支援の充実、放課後児童クラブの時間延長、子どもの遊べる公園、保育士の処遇改善…さらに予定のテーマを越えて公共交通など様々な意見が出されました。議会では出された意見をもとに、執行部への政策提言をし執行部からの回答を得て、みなさんに報告していく予定です。

シリーズ② 議会用語

議会や議員、行政に関する用語をわかりやすく解説します。

さいけつ ひょうけつ 採決・表決とは？

議長が、本会議で議題となっている案件について、議員に賛成・反対を問い、その意思表示を集計することを「採決」と言います。

採決は、議長側から議員をみた表現で、議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることを「表決」と言い、議長が表決をとることを「採決」といい、「採決」と「表決」は裏表の関係にある用語といえます。

「声の広場」募集しています

このコーナーは皆様の「声」を掲載します。議会に対するご意見や、要望、イラスト、写真、四コマ漫画など何でも受け付けています。お気軽にご投稿ください。

どうなった？あの質問!!「追跡コーナー」

「あの質問はいつたいたったのか？」町民の皆様から、そのような声があれば追跡いたします。皆様からの情報、声をお待ちしています。

応募先 〒700810392

鏡野町竹田660 鏡野町議会事務局

電話 54-12926

FAX 54-44445

かがみの議会だよりの愛称が「がみの木」に決定しました。

応募者様から「檜の木は町の木であり、花言葉は強さ、もてなし、愛国心、誠実であり、寒さや暑さに強く大きく育つそうです。議会と行政と町民が力を合わせて、町が檜の木のように大きく育ち繁栄するように」との想いを愛称に込めてくださいました。期待に応えられるよう尽力いたします。ご応募くださった皆様、ありがとうございました。

編集後記

議会だより第2号をお届けします。本号では9月会議の報告や一般質問等を掲載しています。

さて、今年も残りわずかとなりました。本年を振り返ると、新天皇が即位され、元号も「令和」となりました。消費税増税や未曾有の自然災害の発生など社会に大きな変化があった記憶に残る年でもありました。明るいニュースではラグビーW杯日本代表の躍進に胸躍らせ勇気づけられました。

来年にはいよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。歴史的な変革の渦中に生き、新たな時代へと移行している様を見届けている、そんなことを実感する年末です。皆様、どうぞお元気でよいお年をお迎えください。(飯綱洋平)

【広報特別委員】

委員長 光吉 準
副委員長 牧田 俊一
委員 飯綱 洋平
仲西 祐一
片田 八重美
中西 省吾
原 章倫